

鳥取海区漁場計画

1 漁業権に関する事項

(1) 公示番号 海共第1号

ア 漁場の位置 鳥取市福部町及び岩美郡岩美町地先

イ 漁場の区域 次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域並びに海士島周辺200メートルの線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度36分51.66秒 東経134度22分13.22秒

(鳥取県と兵庫県との境界と最大高潮時海岸線との交点)

(イ) 北緯35度32分45.51秒 東経134度13分47.48秒

(鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(ウ) 北緯35度37分34.30秒 東経134度21分44.47秒

((ア)から331度10分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)

(エ) 北緯35度33分24.72秒 東経134度13分12.19秒

((イ)から323度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり(いわのり)漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
なまこ漁業		

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

オ 関係地区 鳥取市福部町及び岩美郡岩美町

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(2) 公示番号 海共第2号

ア 漁場の位置 鳥取市(同市福部町及び青谷町を除く。)地先

イ 漁場の区域 次の(ア)と(ウ)を直線で結んだ線、(ウ)と(エ)を結んだ最大高潮時距岸最大1,500メートルの線、(イ)と(エ)を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、(オ)から(ト)までの各点を順次直線で結んだ線、(ナ)と(ニ)を直線で結んだ線、陸岸及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域並びに(ネ)から(ヨ)までの各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域を除く。

基点第1号 北緯35度32分34.43秒 東経134度11分01.65秒

(鳥ヶ島灯台の中心点)

基点第2号 北緯35度31分49.34秒 東経134度09分07.63秒の地点

(ア) 北緯35度32分45.51秒 東経134度13分47.48秒

(鳥取市福部町湯山と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(イ) 北緯35度31分45.09秒 東経134度00分49.70秒

(鳥取市気高町八東水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(ウ) 北緯35度33分24.72秒 東経134度13分12.19秒

((ア)から323度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)

(エ) 北緯35度32分33.46秒 東経134度00分43.13秒

((イ)から353度40分(真方位)の線と最大高潮時距岸最大1,500メートルの線との交点)

(オ) 北緯35度32分44.28秒 東経134度11分04.75秒

(鳥取港第3防波堤北端)

(カ) 北緯35度32分47.55秒 東経134度11分04.34秒

(基点第1号から9度30分(真方位)410メートルの点)

(キ) 北緯35度32分50.05秒 東経134度11分02.71秒

(基点第1号から3度10分(真方位)482メートルの点)

(ク) 北緯35度32分56.23秒 東経134度11分16.74秒

(基点第1号から29度30分(真方位)772メートルの点)

(ケ) 北緯35度33分00.74秒 東経134度11分27.26秒

(基点第1号から38度30分(真方位)1,036メートルの点)

(コ) 北緯35度33分00.97秒 東経134度11分27.02秒

(基点第1号から38度00分(真方位)1,038メートルの点)

(サ) 北緯35度33分02.14秒 東経134度11分30.11秒

(基点第1号から40度00分(真方位)1,115メートルの点)

(シ) 北緯35度32分59.63秒 東経134度11分31.78秒

(基点第1号から44度20分(真方位)1,086メートルの点)

(ス) 北緯35度32分45.30秒 東経134度11分30.84秒

- (基点第1号から65度30分(真方位)808メートルの点)
- (セ) 北緯35度32分42.92秒 東経134度11分31.25秒
(基点第1号から70度40分(真方位)790メートルの点)
- (ソ) 北緯35度32分36.54秒 東経134度11分34.42秒
(基点第1号から85度30分(真方位)828メートルの点)
- (タ) 北緯35度32分38.78秒 東経134度11分41.19秒
(基点第1号から82度20分(真方位)1,005メートルの点)
- (チ) 北緯35度32分39.47秒 東経134度11分42.96秒
(基点第1号から81度30分(真方位)1,052メートルの点)
- (ツ) 北緯35度32分31.77秒 東経134度11分48.10秒
(基点第1号から94度00分(真方位)1,173メートルの点)
- (テ) 北緯35度32分31.67秒 東経134度11分48.02秒
(基点第1号から94度10分(真方位)1,171メートルの点)
- (ト) 北緯35度32分25.27秒 東経134度11分52.19秒
(基点第1号から102度30分(真方位)1,304メートルの点)
- (ナ) 北緯35度32分28.47秒 東経134度11分02.83秒
(鳥取港西防波堤北端)
- (ニ) 北緯35度32分32.41秒 東経134度11分01.65秒
(鳥取港鳥ヶ島南端)
- (ヌ) 北緯35度31分53.42秒 東経134度09分32.94秒
(基点第2号から78度50分(真方位)650メートルの点)
- (ネ) 北緯35度31分55.02秒 東経134度09分32.66秒
((ヌ)と(ノ)を結んだ直線と最大高潮時海岸線との交点)
- (ノ) 北緯35度31分55.44秒 東経134度09分32.58秒
(基点第2号から73度20分(真方位)656メートルの点)
- (ハ) 北緯35度31分56.78秒 東経134度09分11.06秒
(基点第2号から20度40分(真方位)245メートルの点)
- (ヒ) 北緯35度31分56.78秒 東経134度09分10.32秒
(基点第2号から16度30分(真方位)239メートルの点)
- (フ) 北緯35度31分56.45秒 東経134度09分09.65秒
(基点第2号から13度05分(真方位)225メートルの点)
- (ヘ) 北緯35度31分55.93秒 東経134度09分09.42秒
(基点第2号から12度30分(真方位)208メートルの点)
- (ホ) 北緯35度31分51.21秒 東経134度09分08.98秒
(基点第2号から30度30分(真方位)67メートルの点)
- (マ) 北緯35度31分51.51秒 東経134度09分03.21秒
(基点第2号から301度00分(真方位)130メートルの点)
- (ミ) 北緯35度31分51.99秒 東経134度09分03.21秒
(基点第2号から306度15分(真方位)138メートルの点)

- (ム) 北緯 35 度 31 分 52.06 秒 東経 134 度 09 分 01.99 秒
 (基点第 2 号から 300 度 30 分 (真方位) 165 メートルの点)
- (メ) 北緯 35 度 31 分 51.60 秒 東経 134 度 09 分 01.91 秒
 (基点第 2 号から 295 度 45 分 (真方位) 160 メートルの点)
- (モ) 北緯 35 度 31 分 52.97 秒 東経 134 度 08 分 35.99 秒
 (基点第 2 号から 278 度 00 分 (真方位) 805 メートルの点)
- (ヤ) 北緯 35 度 31 分 51.99 秒 東経 134 度 08 分 35.88 秒
 (基点第 2 号から 275 度 50 分 (真方位) 804 メートルの点)
- (ユ) 北緯 35 度 31 分 50.61 秒 東経 134 度 09 分 01.88 秒
 (基点第 2 号から 285 度 10 分 (真方位) 150 メートルの点)
- (ヨ) 北緯 35 度 31 分 50.37 秒 東経 134 度 09 分 01.88 秒
 ((ユ) と (ラ) を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線との交点)
- (ラ) 北緯 35 度 31 分 48.82 秒 東経 134 度 09 分 01.71 秒
 (基点第 2 号から 263 度 50 分 (真方位) 150 メートルの点)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

オ 関係地区 鳥取市 (同市福部町及び青谷町を除く。)

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(3) 公示番号 海共第 3 号

ア 漁場の位置 鳥取市青谷町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町地先

イ 漁場の区域 次の (ア) と (ウ) を直線で結んだ線、(ウ) と (エ) を結んだ最大高潮時距岸最大 1,500 メートルの線、(イ) と (エ) を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和 2 年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、(オ) と (カ) を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

- (ア) 北緯 35 度 31 分 45.09 秒 東経 134 度 00 分 49.70 秒
 (鳥取市気高町八束水と同市青谷町青谷の境界と最大高潮時海岸線との交点)
- (イ) 北緯 35 度 30 分 14.21 秒 東経 133 度 43 分 02.84 秒
 (北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点)
- (ウ) 北緯 35 度 32 分 33.46 秒 東経 134 度 00 分 43.13 秒
 ((ア) から 353 度 40 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 1,500 メートルの線との交点)
- (エ) 北緯 35 度 31 分 02.58 秒 東経 133 度 42 分 56.27 秒
 ((イ) から 353 度 40 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 1,500 メートルの線との交点)
- (オ) 北緯 35 度 31 分 01.42 秒 東経 133 度 56 分 14.90 秒
 (泊漁港北防波堤南西端)
- (カ) 北緯 35 度 30 分 59.74 秒 東経 133 度 56 分 12.20 秒
 (泊漁港第 2 西防波堤北端)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり (いわのり) 漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	こたまがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

オ 関係地区 鳥取市青谷町並びに東伯郡湯梨浜町及び北栄町

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(4) 公示番号 海共第 5 号

ア 漁場の位置 米子市淀江町、東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町地先

イ 漁場の区域 次の (ア) と (ウ) を直線で結んだ線、(ウ) と (エ) を結んだ最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線、(イ) と (エ) を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和 2 年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域。ただし、(オ)

と（カ）を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域並びに（キ）と（ク）を直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域を除く。

- (ア) 北緯 35 度 30 分 14.21 秒 東経 133 度 43 分 02.84 秒
(北栄町と琴浦町の境界と最大高潮時海岸線との交点)
- (イ) 北緯 35 度 27 分 13.08 秒 東経 133 度 23 分 31.06 秒
(米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点)
- (ウ) 北緯 35 度 31 分 18.71 秒 東経 133 度 42 分 54.08 秒
(ア) から 353 度 40 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点)
- (エ) 北緯 35 度 28 分 16.27 秒 東経 133 度 23 分 49.13 秒
(イ) から 13 度 10 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点)
- (オ) 北緯 35 度 30 分 42.89 秒 東経 133 度 39 分 32.10 秒
(赤碕港東防波堤西端)
- (カ) 北緯 35 度 30 分 43.15 秒 東経 133 度 39 分 29.80 秒
(赤碕港西防波堤北東端)
- (キ) 北緯 35 度 27 分 51.34 秒 東経 133 度 25 分 32.10 秒
(淀江漁港内東防波堤 (東) 南西端)
- (ク) 北緯 35 度 27 分 47.24 秒 東経 133 度 25 分 32.39 秒
(淀江漁港西防波堤北西端)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	てんぐさ漁業	6月6日から8月31日まで
	あまのり (いわのり) 漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	もずく漁業	2月1日から8月31日まで
	えごのり (いぎす) 漁業	7月21日から8月31日まで
	くろも漁業	2月1日から6月30日まで
	あかもく漁業	3月1日から5月31日まで
	ひじき漁業	4月1日から6月30日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	にいな漁業	
	たこ漁業	
うに漁業		
なまこ漁業		

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 米子市淀江町、東伯郡琴浦町及び西伯郡大山町
- カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 公示番号 海共第6号

- ア 漁場の位置 米子市（同市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村地先
- イ 漁場の区域 次の（ア）と（ウ）を直線で結んだ線、（ウ）と（エ）を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、（イ）と（エ）を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2年鳥取県告示第617号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域
 - （ア）北緯35度27分13.08秒 東経133度23分31.06秒
（米子市淀江町佐陀と同市二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点）
 - （イ）北緯35度30分03.56秒 東経133度15分46.80秒
（米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点）
 - （ウ）北緯35度28分16.27秒 東経133度23分49.13秒
（（ア）から13度10分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点）
 - （エ）北緯35度30分29.95秒 東経133度16分59.30秒
（（イ）から66度00分（真方位）の線と最大高潮時距岸最大2,000メートルの線との交点）
- ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで
	あまのり（いわのり）漁業	11月1日から翌年5月31日まで
	あわび漁業	1月1日から12月31日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	うに漁業	
	なまこ漁業	

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 米子市（同市淀江町を除く。）及び西伯郡日吉津村
- カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 公示番号 海共第8号

- ア 漁場の位置 境港市地先
- イ 漁場の区域 次の（ア）と（ウ）を直線で結んだ線、（ウ）と（エ）を結んだ最大高潮時距岸最大2,000メートルの線、（イ）と（エ）を直線で結んだ線、最大高潮時海岸線及び令和2

年鳥取県告示第 617 号で定めた海面と内水面との境界によって囲まれた区域

(ア) 北緯 35 度 30 分 03.56 秒 東経 133 度 15 分 46.80 秒

(米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点)

(イ) 北緯 35 度 30 分 43.82 秒 東経 133 度 15 分 00.60 秒

(境港市新屋町所在の新屋川左岸の標杭)

(ウ) 北緯 35 度 30 分 29.95 秒 東経 133 度 16 分 59.30 秒

((ア) から 66 度 00 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点)

(エ) 北緯 35 度 31 分 15.28 秒 東経 133 度 16 分 10.03 秒

((イ) から 61 度 00 分 (真方位) の線と最大高潮時距岸最大 2,000 メートルの線との交点)

ウ 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	あわび漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	さざえ漁業	
	いがい漁業	
	ばい漁業	
	かき漁業	
	たこ漁業	
	なまこ漁業	

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日まで

オ 関係地区 境港市

カ 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(7) 公示番号 海区第 1 号

ア 漁場の位置 岩美郡岩美町大字大羽尾地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (エ) 及び (ア) の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 35 度 36 分 22.92 秒 東経 134 度 20 分 50.10 秒

(東漁港北防波堤南西端)

(イ) 北緯 35 度 36 分 22.68 秒 東経 134 度 20 分 49.84 秒

((ア) から 221 度 30 分 (真方位) 10 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 36 分 24.83 秒 東経 134 度 20 分 46.86 秒

((エ) から 221 度 30 分 (真方位) 10 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 36 分 25.07 秒 東経 134 度 20 分 47.12 秒

((ア) から 311 度 30 分 (真方位) 100 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10 月 21 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(8) 公示番号 海区第2号

ア 漁場の位置 岩美郡岩美町大字大羽尾地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第3号 北緯35度36分22.92秒 東経134度20分50.10秒
(東漁港北防波堤南西端)

(ア) 北緯35度36分21.23秒 東経134度20分45.20秒

(基点第3号から247度07分(真方位)134メートルの点)

(イ) 北緯35度36分21.55秒 東経134度20分45.17秒

(基点第3号から251度14分(真方位)131メートルの点)

(ウ) 北緯35度36分21.09秒 東経134度20分41.28秒

(基点第3号から255度45分(真方位)229メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(9) 公示番号 海区第3号

ア 漁場の位置 岩美郡岩美町大字田後地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度35分35.97秒 東経134度19分03.11秒

(田後港波除堤(施設番号B-1-17)北東端)

(イ) 北緯35度35分37.91秒 東経134度19分02.94秒

((ア)から356度00分(真方位)60.0メートルの点)

(ウ) 北緯35度35分37.84秒 東経134度19分01.79秒

((ア)から330度00分(真方位)66.6メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 35 分 35.94 秒 東経 134 度 19 分 01.96 秒

(田後港波除堤 (施設番号 B-1-17) 北西端)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10 月 21 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 岩美郡岩美町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(10) 公示番号 海区第 4 号

ア 漁場の位置 鳥取市福部町岩戸地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (エ) の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第 4 号 北緯 35 度 33 分 55.38 秒 東経 134 度 16 分 21.70 秒

(岩戸漁港北防波堤灯台)

(ア) 北緯 35 度 33 分 53.84 秒 東経 134 度 16 分 25.62 秒

(基点第 4 号から 115 度 40 分 (真方位) 109.5 メートルの点)

(イ) 北緯 35 度 33 分 54.83 秒 東経 134 度 16 分 26.06 秒

(基点第 4 号から 98 度 50 分 (真方位) 111 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 33 分 52.59 秒 東経 134 度 16 分 29.26 秒

(基点第 4 号から 114 度 20 分 (真方位) 209 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 33 分 52.08 秒 東経 134 度 16 分 27.55 秒

(基点第 4 号から 124 度 40 分 (真方位) 179 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10 月 21 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市福部町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(11) 公示番号 海区第 5 号

ア 漁場の位置 鳥取市気高町八東水地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第5号 北緯35度31分21.84秒 東経134度01分11.44秒
(船磯漁港第二港内防波堤南東端)

(ア) 北緯35度31分22.25秒 東経134度01分09.11秒

(基点第5号から282度00分(真方位)60メートルの点)

(イ) 北緯35度31分19.30秒 東経134度01分08.44秒

(基点第5号から224度00分(真方位)109メートルの点)

(ウ) 北緯35度31分19.42秒 東経134度01分06.74秒

(基点第5号から237度50分(真方位)140メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市気高町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(12) 公示番号 海区第6号

ア 漁場の位置 鳥取市気高町八東水地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)及び(ア)の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第6号 北緯35度31分23.11秒 東経134度01分13.13秒
(船磯漁港第三港内防波堤南西端)

(ア) 北緯35度31分15.65秒 東経134度01分12.23秒

(基点第6号から185度40分(真方位)231メートルの点)

(イ) 北緯35度31分15.99秒 東経134度01分11.83秒

(基点第6号から188度30分(真方位)222メートルの点)

(ウ) 北緯35度31分20.38秒 東経134度01分15.28秒

(基点第6号から147度15分(真方位)100メートルの点)

(エ) 北緯35度31分21.22秒 東経134度01分15.96秒

(基点第6号から129度15分(真方位)92メートルの点)

(オ) 北緯35度31分20.73秒 東経134度01分16.39秒

(基点第6号から131度50分(真方位)110メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（藻類垂下式養殖業）

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市気高町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(13) 公示番号 海区第7号

ア 漁場の位置 鳥取市気高町八束水地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度31分23.11秒 東経134度01分13.13秒

(船磯漁港第三港内防波堤南西端)

(イ) 北緯35度31分20.38秒 東経134度01分15.28秒

((ア)から147度15分(真方位)100メートルの点)

(ウ) 北緯35度31分21.22秒 東経134度01分15.96秒

((ア)から129度15分(真方位)92メートルの点)

(エ) 北緯35度31分20.73秒 東経134度01分16.38秒

((ア)から131度50分(真方位)110メートルの点)

(オ) 北緯35度31分21.34秒 東経134度01分16.92秒

((ア)から119度40分(真方位)110メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業（貝類垂下式養殖業）

漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市気高町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(14) 公示番号 海区第8号

ア 漁場の位置 鳥取市青谷町長和瀬地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第7号 北緯35度31分24.70秒 東経133度58分19.80秒

(長和瀬漁港防波堤灯台)

- (ア) 北緯 35 度 31 分 20.93 秒 東経 133 度 58 分 17.96 秒
(基点第 7 号から 201 度 43 分 (真方位) 125 メートルの点)
- (イ) 北緯 35 度 31 分 20.67 秒 東経 133 度 58 分 18.44 秒
(基点第 7 号から 195 度 26 分 (真方位) 129 メートルの点)
- (ウ) 北緯 35 度 31 分 19.38 秒 東経 133 度 58 分 17.15 秒
(基点第 7 号から 202 度 12 分 (真方位) 177 メートルの点)
- (エ) 北緯 35 度 31 分 19.68 秒 東経 133 度 58 分 16.72 秒
(基点第 7 号から 206 度 40 分 (真方位) 173 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。))

漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 鳥取市青谷町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(15) 公示番号 海区第 9 号

ア 漁場の位置 東伯郡湯梨浜町大字泊地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (ウ) 及び (ア) の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第 8 号 北緯 35 度 31 分 01.42 秒 東経 133 度 56 分 14.95 秒
(泊漁港北防波堤南西端)

- (ア) 北緯 35 度 31 分 00.16 秒 東経 133 度 56 分 12.22 秒
(基点第 8 号から 240 度 30 分 (真方位) 79 メートルの点)
- (イ) 北緯 35 度 30 分 55.44 秒 東経 133 度 56 分 06.07 秒
(基点第 8 号から 230 度 30 分 (真方位) 290 メートルの点)
- (ウ) 北緯 35 度 31 分 01.13 秒 東経 133 度 56 分 01.46 秒
(基点第 8 号から 268 度 30 分 (真方位) 340 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10 月 21 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

カ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯

火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(16) 公示番号 海区第 10 号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (エ) 及び (ア) の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 35 度 28 分 49.11 秒 東経 133 度 25 分 52.05 秒
(平田漁港東側防波堤南西端)

(イ) 北緯 35 度 28 分 50.14 秒 東経 133 度 25 分 53.02 秒
((ア) から 37 度 30 分 (真方位) 40 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 28 分 50.78 秒 東経 133 度 25 分 57.24 秒
((ア) から 68 度 30 分 (真方位) 140.5 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 28 分 49.92 秒 東経 133 度 25 分 57.39 秒
((ア) から 79 度 30 分 (真方位) 137 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10 月 21 日から翌年 4 月 30 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(17) 公示番号 海区第 11 号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (カ) の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第 9 号 北緯 35 度 28 分 49.11 秒 東経 133 度 25 分 52.05 秒
(平田漁港東側防波堤南西端)

(ア) 北緯 35 度 28 分 48.51 秒 東経 133 度 26 分 01.42 秒
(基点第 9 号から 94 度 30 分 (真方位) 237 メートルの点)

(イ) 北緯 35 度 28 分 47.72 秒 東経 133 度 25 分 55.86 秒
(基点第 9 号から 114 度 00 分 (真方位) 105 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 28 分 45.82 秒 東経 133 度 25 分 56.44 秒
(基点第 9 号から 132 度 30 分 (真方位) 150 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 28 分 45.50 秒 東経 133 度 25 分 57.86 秒

(基点第9号から127度15分(真方位)184メートルの点)

(オ) 北緯35度28分40.15秒 東経133度25分55.77秒

(基点第9号から161度15分(真方位)291.5メートルの点)

(カ) 北緯35度28分36.45秒 東経133度26分00.11秒

(基点第9号から152度30分(真方位)440メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(18) 公示番号 海区第12号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先

イ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)の各点を順次直線で結んだ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

(ア) 北緯35度28分29.99秒 東経133度25分56.69秒

(大山町平田所在の漁港境界線)

(イ) 北緯35度28分28.93秒 東経133度25分48.22秒

((ア)から261度20分(真方位)216メートルの点)

(ウ) 北緯35度28分23.75秒 東経133度25分44.15秒

((ア)から238度40分(真方位)370メートルの点)

(エ) 北緯35度28分19.18秒 東経133度25分48.43秒

((ア)から212度00分(真方位)393メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業(藻類垂下式養殖業)

漁業時期 10月21日から翌年4月30日まで

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 米子市淀江町及び西伯郡大山町

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(19) 公示番号 海区第 13 号

ア 漁場の位置 境港市地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (オ) 及び (ア) の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第 10 号 北緯 35 度 33 分 07.84 秒 東経 133 度 16 分 19.63 秒
(境港防波堤先端灯台)

(ア) 北緯 35 度 31 分 44.51 秒 東経 133 度 17 分 59.79 秒

(基点第 10 号から 135 度 30 分 (真方位) 3,600 メートルの点)

(イ) 北緯 35 度 31 分 18.38 秒 東経 133 度 17 分 59.61 秒

(基点第 10 号から 143 度 15 分 (真方位) 4,210 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 31 分 18.36 秒 東経 133 度 17 分 26.39 秒

(基点第 10 号から 153 度 30 分 (真方位) 3,770 メートルの点)

(エ) 北緯 35 度 31 分 29.88 秒 東経 133 度 17 分 26.73 秒

(基点第 10 号から 150 度 45 分 (真方位) 3,460 メートルの点)

(オ) 北緯 35 度 31 分 44.72 秒 東経 133 度 17 分 49.58 秒

(基点第 10 号から 138 度 30 分 (真方位) 3,420 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (魚類小割り式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。))

漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 境港市

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(20) 公示番号 海区第 14 号

ア 漁場の位置 境港市地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (オ) 及び (ア) の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

基点第 10 号 北緯 35 度 33 分 07.84 秒 東経 133 度 16 分 19.63 秒
(境港防波堤先端灯台)

(ア) 北緯 35 度 31 分 44.51 秒 東経 133 度 17 分 59.79 秒

(基点第 10 号から 135 度 30 分 (真方位) 3,600 メートルの点)

(イ) 北緯 35 度 31 分 18.38 秒 東経 133 度 17 分 59.61 秒

(基点第 10 号から 143 度 15 分 (真方位) 4,210 メートルの点)

(ウ) 北緯 35 度 31 分 18.36 秒 東経 133 度 17 分 26.39 秒

(基点第 10 号から 153 度 30 分 (真方位) 3,770 メートルの点)

- (エ) 北緯 35 度 31 分 29.88 秒 東経 133 度 17 分 26.73 秒
(基点第 10 号から 150 度 45 分 (真方位) 3,460 メートルの点)
- (オ) 北緯 35 度 31 分 44.72 秒 東経 133 度 17 分 49.58 秒
(基点第 10 号から 138 度 30 分 (真方位) 3,420 メートルの点)

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 第一種区画漁業 (貝類垂下式養殖業)

漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

カ 関係地区 境港市

キ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(21) 公示番号 海定第 1 号

ア 漁場の位置 西伯郡大山町御来屋地先

イ 漁場の区域 次の (ア) から (カ) 及び (ア) の各点を順次直線で結んだ線によって囲まれた区域

(ア) 北緯 35 度 32 分 12.07 秒 東経 133 度 31 分 06.01 秒の点

(イ) 北緯 35 度 32 分 18.02 秒 東経 133 度 31 分 29.00 秒の点

(ウ) 北緯 35 度 32 分 12.05 秒 東経 133 度 31 分 30.08 秒の点

(エ) 北緯 35 度 31 分 53.09 秒 東経 133 度 31 分 25.00 秒の点

(オ) 北緯 35 度 31 分 53.00 秒 東経 133 度 31 分 21.03 秒の点

(カ) 北緯 35 度 32 分 07.00 秒 東経 133 度 31 分 10.00 秒の点

ウ 漁業の種類及び漁業時期

漁業の種類 定置漁業 (雑魚定置漁業)

漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 存続期間 令和 5 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで

オ 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

2 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

3 類似漁業権以外の漁業権

海区第 8 号